

定款

一般社団法人日本報道検証機構

第1章 総則

第1条（名称）

当法人は、一般社団法人日本報道検証機構と称し、英語の表記は、Watchdog for Accuracy in News-reporting, Japan（略称 WANJ）と表示する。

第2条（主たる事務所）

当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第3条（目的）

当法人は、報道の自由及び国民の知る権利が民主主義社会を支える最も重要な価値であるとの認識に立脚し、日本の主要なメディアに対する中立的な第三者検証機関として、誤報に関する情報提供とともに、報道に関する品質向上のための啓蒙活動及び第三者評価制度の構築等を行うことにより、報道被害や情報操作等の弊害の防止及び真に国民の知る権利に奉仕する報道倫理の向上を図り、もって、誰もが等しく報道の自由による利益を最大限享受できる社会の実現に寄与することを目的とする。

第4条（事業）

当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) マスコミ誤報検証・報道被害救済サイト「GoHoo」各種媒体の運営
- (2) 報道にかかる当事者への反論の機会提供及びその支援
- (3) 報道の正確性、報道倫理及びそれに関連する事項の調査、研究、提言
- (4) 報道のあり方を検討、提言するためのセミナー、シンポジウム等の開催
- (5) 報道の品質に関する第三者評価制度の構築及びその実施
- (6) 前各号に附帯又は関連する一切の業務

第5条（公告）

当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員及び会員

第6条（社員）

- 1 当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。
- 2 当法人の会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。
- 3 当法人の会員は、次の3種とする。
 - (1) 正会員 この法人に特別の功績のあった個人もしくは団体又は学識経験者等で社員総会において推薦された者
 - (2) 一般会員 この法人の活動への参加及び運営への賛助を継続するために入会した個人又は団体
 - (3) 賛助会員 この法人の運営への賛助を継続するために入会した個人又は団体
- 4 前項の会員のうち正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）上の社員とする。
- 5 第4項の会員のうち一般会員及び賛助会員に関する事項は、本定款に定めるもののほか、理事会において別に定める会員規約による。

第7条（社員の喪失資格）

社員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第8条（退社）

社員は、理事会で別に定めるところにより退社の届け出を提出することにより、いつでも退社することができる。

第9条（除名）

- 1 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議により、当該会員を除名することができる。
 - (1) この定款その他の規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉をき損し、又は目的に反する行為をしたとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により、会員を除名する場合には、当該会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う社員総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第10条（社員名簿）

- 1 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。
- 2 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

第3章 社員総会

第11条（社員総会）

社員総会は、正会員をもって構成する。

第12条（社員総会）

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

第13条（招集）

- 1 社員総会の招集は、理事会が決定し、代表理事が招集する。
- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。
- 3 前項にかかわらず、社員総会は、全社員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使の場合を除き、招集手続を経ずに開催することができる。

第14条（決議の方法）

- 1 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって行う。
- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。

第15条（議決権）

社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

第16条（議長）

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事が事故その他の事情により欠けるときは、当該社員総会において議長を選出する。

第17条（議事録）

- 1 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。
- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印、又は署名捺印する。

第4章 役員等

第18条（役員の設定等）

- 1 当法人には、次の役員を置く。
 理事 3名以上
 監事 1名以上
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

第19条（選任等）

- 1 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は三親等内の親族その他と区別の関係にある者の合計数は、理事数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益社団法人及び公益財団法人を除く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

第20条（理事の職務権限）

- 1 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 2 理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 3 代表理事及び理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

第21条（監事の職務権限）

- 1 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

第22条（任期）

- 1 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の終了の時までとする。
- 4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

第23条（解任）

役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

第24条（報酬等）

役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

第25条（取引の制限）

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人の取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第26条（損害賠償責任およびその免除）

当法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第27条（職員）

- 1 当法人は、事務局長その他の職員を置く。
- 2 職員は、代表理事が任免する。

第5章 理事会

第28条（構成）

- 1 当法人は、理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第29条（権限）

理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の職務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

第30条（招集）

- 1 理事会は、代表理事が招集する。
- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第31条（決議）

- 1 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

第32条（議事録）

- 1 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第33条（理事会規則）

理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 基金

第34条（基金の拠出等）

- 1 当法人は、会員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。
- 2 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の返還の手続きについては、一般法人法第 236 条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 資産及び会計

第35条（剰余金の分配の禁止）

当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第36条（残余財産の帰属）

この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人、又は特定非営利活動法人（租税特別措置法第 66 条の 11 の 2 第 3 項の認定を受けたものに限る。）又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第37条（事業年度）

当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までの年1期とする。

第38条（事業報告及び決算）

- 1 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第1号、第3号及び第4号の書類については、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。
 - (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項第3号及び第4号の書類については、一般法人法施行規則第48条に定める要件に該当しない場合には、定時社員総会への報告に代えて、定時社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、監査報告の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款施行細則

第39条（定款施行細則）

この定款に定めのない事項については、理事会の決議を経て定款施行細則を定めることができる。

第9章 定款の変更

第40条（定款の変更）

この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

第10章 附則

第41条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成25年8月31日までとする。

第42条（主たる事務所所在地）

当法人の設立時の主たる事務所所在地は次のとおりとする。

主たる事務所所在地 東京都千代田区二番町2番 平田ビル1階

第43条（設立時の役員等）

当法人の設立時の役員は、次のとおりとする。

設立時理事	楊井 人文
同	新家 竜介
同	田中 勇一
同	箕輪 旭
同	持田 那緒
設立時代表理事	楊井 人文
設立時監事	江田 一品

第44条（設立時社員の氏名及び住所）

設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

設立時社員	注：個人情報保護のため非公開としています
	楊井 人文
設立時社員	注：個人情報保護のため非公開としています
	新家 竜介

第45条（法令の根拠）

この定款に定めのない事項については、定款施行細則で定めたもののほか一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本報道検証機構の設立に際し、設立時社員楊井人文、他1名の定款作成代理人である司法書士持田那緒は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成24年10月30日

設立時社員	楊井 人文
同	新家 竜介

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都新宿区払方町15番地5 稲川ビル4F
司法書士 持田那緒
(登録番号 東京第6056号)

平成24年11月20日 一部改正、施行